

○押印の見直しに伴う法人又は代理人が請求する場合の税証明等申請にかかる取扱いについて

請求者の種類	必要書類等
代理人（注）が請求する場合	○代理人（窓口来庁者）の本人確認書類 ○本人が自署した <u>委任状</u> 個人の場合、委任者の押印は不要。 法人の場合、委任者の氏名（会社名及び代表者名等）は記名（ゴム印等）でも差し支えないが、押印（代表者印）は必要。 ※自動車販売業者など代理人が継続検査用軽自動車税納税証明書を請求する場合、本人確認書類は不要。
同一世帯の親族が代理請求する場合	○同一世帯の親族（窓口来庁者）の本人確認書類（委任状は不要） 村外に居住している場合等、本村において同一世帯であることが確認できない場合は、委任状が必要。
相続人が被相続人分を請求する場合	○相続人（窓口来庁者）の本人確認書類 ○相続権が確認できるもの（戸籍・除籍謄本など）。
法人の代表者が法人分を請求する場合	○法人代表者（窓口来庁者）の本人確認書類 ○代表者印又は事前に代表者印を押印した証明書交付申請書 （押印がない場合の代替手段） ○法人の本人確認書類（登記事項証明書又は印鑑証明書等）の写し
法人の従業員が法人分を請求する場合	○従業員（窓口来庁者）の本人確認書類 ○法人の代表者印が押印された <u>委任状</u> ※法人の従業員が代表者印の押印のある申請書を持参する場合は、委任状は不要。 （押印がない場合の代替手段） ○法人の本人確認書類（登記事項証明書又は印鑑証明書等）の写し
借地・借家人の方が評価証明書を請求する場合	○請求者（窓口来庁者）の本人確認書類 ○賃貸借契約書など賃借権を有することを証する書類
固定資産の処分をする権利を有する一定の方が評価証明書を請求する場合	○請求者（窓口来庁者）の本人確認書類 ○権利の成立および有効性を証する契約書、当該資格を有することを証する書類

本人確認書類

- マイナンバーカード（個人番号カード） ●運転免許証 ●パスポート（旅券）
- 在留カード など

（注） 代理人の本人確認書類として、住所・氏名・生年月日が分かる公的機関等が発行した身分証を持参してください。持参するものによって、2点確認する場合があります。